

国立大学法人鳴門教育大学学生なんでも相談室規程

平成28年 3月28日

規程第 31 号

改正 平成30年 3月27日規程第17号

平成31年 3月13日規程第43号

令和 4年 3月 9日規程第21号

令和 5年 2月20日規程第 7号

(趣旨)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）の学生（留学生等を含む。以下同じ。）の修学，生活等に関する相談に総合的に応じるため，また障害のある学生（以下「障害学生」という）が，学生生活を送る際に適切な支援を受けられる体制づくりを推進するため，鳴門教育大学学生なんでも相談室（以下「相談室」という。）を置く。

(業務)

第2条 相談室は，次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の相談に関すること。
- (2) 障害学生等の支援（障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談を含む。以下「特別支援」という。）に関すること。
- (3) 第1号及び前号に関して必要な学内調整を行うこと。

(組織)

第3条 相談室に次に掲げる者を置く。

- (1) 室長
 - (2) 学生相談員
 - (3) 学生相談教員
- 2 相談室に，副室長及び特別支援担当教員を置くことができる。

(室長)

第4条 室長は，教員の中から学長が指名する。

- 2 室長は，相談室の業務を統括する。
- 3 室長の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

(副室長)

第5条 副室長は，室長の推薦に基づいて学長が指名する。

- 2 副室長は，室長の業務を補佐する。
- 3 副室長の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

(特別支援担当教員)

第6条 特別支援担当教員は，室長の推薦に基づいて学長が指名する。

- 2 特別支援担当教員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

3 特別支援担当教員は、室長の求めに応じて特別支援に関する業務を支援する。

(学生相談員)

第7条 学生相談員は、学生等からの相談、特別支援を補助する学生サポーター等の育成、特別支援に関する研修会等の実施及び学生相談や特別支援に関する連絡調整等の業務に従事するほか、相談室の事務を処理する。

(学生相談教員)

第8条 学生相談教員は、室長の推薦に基づいて学長が指名する。

2 学生相談教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の学生相談教員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 学生相談教員は、室長の求めに応じて相談室の業務を支援する。

(相談室会議)

第9条 相談室は、必要に応じ相談室会議を開催する。

2 室長は、相談室会議を招集し、その議長となる。

3 議長は、相談室会議に副室長、学生相談員のほか、学生相談教員、特別支援担当教員、心身健康センター、教務部教務課及び教務部学生課等から必要と認められた者の出席を要請することができる。

4 相談室会議は、業務に関する具体的対応について協議、検討する。

5 前項の結果は、守秘義務に抵触することを除き、副学長(学生支援担当)と相談の上、理事(研究・入試・学生支援担当)に報告する。

(守秘義務)

第10条 相談室の構成員及び相談室会議の出席者は、相談室利用者及びその関係者のプライバシーを守るため、原則として相談の有無と相談内容について、利用者の合意のない限り、守秘する義務を負うものとする。

2 前項にかかわらず、障害学生等からの支援要請があった場合の合理的配慮の提供等に関する事項は、利用者の合意があったとして取り扱うものとする。また学生や関係者に明白な危険が予見される場合は、プライバシーに配慮した上で、これを取り扱うものとする。

(事務)

第11条 相談室に関する事務は、教務部学生課において処理する。

(細則)

第12条 この規程に定めるもののほか、相談室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 鳴門教育大学学生総合相談室規程(平成16年4月1日規程第67号)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。